

ジュニア・エアロビック技能検定会 実施要項

本実施要項では、公益社団法人日本エアロビック連盟（以下「JAF」という）のエアロビック検定制度における「ジュニア・エアロビック技能検定（以下「J検定」という）の技能検定会の開催に関わる事項を定める。

■JAF エアロビック検定制度

| 制度 | 種類（略称） | 対象 |
|----------|----------------------|------------|
| エアロビック検定 | エアロビック技能検定（A検定） | 子供から成人すべて |
| | ジュニア・エアロビック技能検定（J検定） | 中学生（15歳）以下 |

1. J検定の内容と技能検定会の開催

（1）J検定とは

- ・ J検定とは、中学生（15歳）以下を対象としたエアロビック指導指針となる「ジュニア・エアロビック技術教程」に基づいて、その技能レベルを客観的に評価するものである。

| レベル（段階） | ねらい | 検定級 |
|---------|---------------------------|-----|
| 5 | 音楽のビートに合わせた動きができる | 5級 |
| 4 | 基本的な動きが、リズムカルに連続してできる | 4級 |
| 3 | 基礎的な動きが、きれいな姿勢でタイミングよくできる | 3級 |
| 2 | 複合した基礎的な動きが、スムーズにできる | 2級 |
| 1 | 多様な動きが、音楽にのっていきいきと正しくできる | 1級 |

- ①階級を全5階級とし、最終階級のJ検定1級は、チャレンジ級として競技技術に一部リンクした内容とする。
- ②J検定の1級合格者は、A検定の3級に相応し、2級の受検資格を与える。
- ③J検定2級の合格者は、A検定の4級に相応し、3級の受検資格を与える。

（2）開催形式

- ・ 技能検定会の開催方法は「リアル形式」と「リモート形式」の2種類とする。
 - ①リアル形式：一つの会場に集合して行う従来型の技能検定会の形式
 - ②リモート形式：インターネットを活用してリアルタイムに実施するリモート型の技能検定会の形式

（3）技能検定会の実施団体と資格者

- ・ J検定の技能検定会を開催できる実施団体および資格者の検定可能な級と受検者の範囲は次の通りとする。

| 実施団体、資格者 | リアル検定 | リモート検定 | 受検者の範囲 |
|------------------------------|-------|--------|--------|
| 1. JAF | 5級～1級 | 5級～1級 | 全国 |
| 2. 都道府県連盟 | | | 全国 |
| 3. JAF認定校 | | | 在学生 |
| 4. 競技エアロビック登録クラブ | | | クラブ登録者 |
| 5. 地域エアロビック・リーダーズサークル（以下 LC） | | 5級～3級 | 全国 |
| 6. エアロビック技能検定員 | 5級～4級 | 5級 | 全国 |
| 7. ジュニア・エアロビック技能検定員 | | | |

(4) 受検資格

- ・J検定の受検資格は、受験時において中学生以下（15歳）とする。
- ・原則として「とび級」を認めない。

2. 技能検定会の運営

(1) 技能検定会の内容

- ・J検定の課題動作の間のつなぎ動作は自由とし、評価の対象としない。
- ・技能検定員の了解がない場合、やり直しは認められない。
- ・リアル形式で使用する音楽は規定のBPMを使用し、音楽著作権等に配慮して実施団体(者)もしくは技能検定員が選曲する。
- ・リモート形式ではBPMを使用し、音楽著作権等に配慮して受検者が選曲する。
- ・リモート形式では、受検者はすべての動きが審査できる広さの会場から参加すること。
- ・リモート形式では、実施団体(者)は事前の映像配信、受信等の確認を行い、技能検定会当日に不備がないよう留意すること。

(2) 音楽のテンポと時間

- ・音楽のテンポと検定時間は下表の通りとする。

| 検定級 | 音楽のBPM | 時間 |
|-----|--------|--------|
| 5級 | 140 | 約4分30秒 |
| 4級 | 145 | 約4分30秒 |
| 3級 | 145 | 約5分 |
| 2級 | 145 | 約4分 |
| 1級 | 150 | 約4分 |

(3) 審査体制

- ・1人の技能検定員の採点する受検人数は1組に最大5名以下とし、技能検定員が評価しやすい受検人数を実施団体(者)が設定する。
- ・技能検定会の運営等に関するすべての安全管理、運営管理の責任は実施団体(者)が負うものとする。

(4) 審査方法

- ・J検定の合否判定の審査は、JAFが認定したジュニア・エアロビック技能検定員またはエアロビック技能検定員が務める。
- ・実施団体(者)は検定級に応じて、下表の技能検定員を配置しなければならない。
- ・3級以上の検定級の場合は1名を主任検定員とし、合否判定の責任を負う。

| 検定級 | 技能検定員数 | 摘要 |
|-----|--------|------------|
| 5級 | 1名 | |
| 4級 | 1名 | |
| 3級 | 2名 | うち1名は主任検定員 |
| 2級 | 2名 | うち1名は主任検定員 |
| 1級 | 2名 | うち1名は主任検定員 |

(5) 検定料及び認定登録料

- ・受検希望者は、次の検定料を実施団体(者)に支払うことにより受検することができる。

- ・検定級に合格し、認定登録料を JAF に支払うことにより認定証とバッジが交付され、検定級が認定登録される。

| 検定級 | 検定料(税込) | 認定登録料(税込) | 交付物 |
|-----|---------|-----------|------------|
| 5 級 | 1,000 円 | 1,040 円 | 認定証 バッジ |
| 4 級 | 1,000 円 | 1,040 円 | |
| 3 級 | 1,000 円 | 1,040 円 | |
| 2 級 | 2,000 円 | 2,090 円 | |
| 1 級 | 2,000 円 | 2,090 円 | |

(6) 検定料及び認定登録料の取り扱い

- ・検定料及び認定登録料の取り扱いは次の通りとする。
 - ① 検定料は、実施団体(者)が全額収納する。但し、LC が開催する場合は、検定料の 5%を当該の都道府県連盟に支払う。技能検定員が開催する場合は、検定料の 10%を開催する都道府県連盟に支払う。
 - ② 認定登録料は、実施団体(者)が収受して JAF に納入する。

(7) 技能検定員の報酬

- ・技能検定員の報酬は、次の通りとする。
 - ① 技能検定員の報酬は、受検者一人につき 270 円を原則として 1 日の上限を 10,000 円とする。
 - ② J 検定と A 検定が同時に行われる場合は、原則としてそれぞれ別途の検定員報酬を支払う。
 - ③ 上記のほか報酬金額及び支払方法は、実施団体(者)と技能検定員が話し合いにより決定することができる。

3. 技能検定会の開催と手順

- ・J 検定の技能検定会の開催と手順は概ね次の通りとする。

| 実施の手順 | | 内容 |
|-------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 開催申請 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施団体(者)は JAF に対して 1 ヶ月前までに技能検定会の開催申請の手続きを行う。 ・LC が開催する場合は、JAF 及び所在地の都道府県連盟に対して開催申請の手続きを行う。 ・技能検定員が開催する場合は、JAF 及び開催地の都道府県連盟にも同時に開催申請の手続きを行う。 |
| 2 | 受検の募集告知 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施団体(者)は、受検者の募集告知を行う。 |
| 3 | 受検申込と受付 | <ul style="list-style-type: none"> ・受検者は、所定の申込書と所定の受検料を添えて実施団体(者)に申込み。 |
| 4 | 技能検定会の実施 | |
| 5 | 合否判定と通知 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施団体(者)は、技能検定会終了後すみやかに合否判定を行い、当日または 15 日以内に受検結果通知書を受検者に発行する。 ・同時に、合格者に対して認定登録申込書を配布または送付する。 |
| 6 | 実施報告と認定登録手続き | <ul style="list-style-type: none"> ・実施団体(者)は合格者の認定登録料をとりまとめて JAF に認定登録の申請を行う。 ・実施団体(者)は登録申請の手続きとして認定登録料の納入ほか、45 日以内に実施報告書と認定登録申請者名簿を JAF に提出する。 ・LC の場合は、上記の他、認定登録料の管理料として受検料の 5%を所属する都道府県連盟に管理費として納入する。 ・技能検定員の場合は、上記の他、認定登録料の受検料の 10%を開催地の都道府県連盟に納入する。 |
| 7 | 認定証の発行 | <ul style="list-style-type: none"> ・JAF は、認定登録申請の受理後 2 ヶ月以内に認定証およびバッジを添えて実施団体(者)に送付する。 |

| | | |
|---|----------------|-----------------------------------|
| 8 | 認定証と バッジの交付 | ・実施団体(者)は、認定登録者に認定証とバッジを合格者に交付する。 |
|---|----------------|-----------------------------------|

(附則)

1. 本実施要項は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
2. 平成 20 年 4 月 1 日改定
3. 平成 21 年 4 月 1 日改定
4. 平成 26 年 4 月 1 日改定
5. 平成 27 年 4 月 1 日改定
6. 平成 28 年 4 月 1 日改定
7. 令和元年 9 月 1 日改定
8. 令和 3 年 4 月 1 日改定

【補足資料】

(1) 採点基準と採点方法

- ・各級毎に設定されている 16 個の課題動作を、下記の基準をもとにして個々に採点する。
- ・個々の課題動作の合計点 (48 点満点) と加味点 2 点を考慮して合計し、最終的な評価点 (50 点満点) とする。

| 採点 | 基準 |
|---------|--------------------------------------------------------|
| A (3 点) | 課題動作を正しく実施し、評価・指導のポイントを全てクリアしている。 |
| B (2 点) | 評価・指導のポイントで、1 つクリアできない項目がある。 または、実施方法が違う。 |
| C (1 点) | 指導・評価のポイントで、2 つ以上クリアできない項目がある。 または、課題と異なる動作を実施している。 |

(2) 合否の判定

| 検定級 | 判定基準 |
|-----|-------------|
| 5 級 | 評定値 30 以上 |
| 4 級 | 評定値 35 以上 |
| 3 級 | 評定平均値 35 以上 |
| 2 級 | 評定平均値 40 以上 |
| 1 級 | 評定平均値 40 以上 |

以上